令和4年9月5日 子ども・若者部子ども家庭課

世田谷区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

1 改正主旨

現行の「世田谷区子ども医療費助成制度」の受給者を高校生相当世代まで拡大するため、「世田谷区子どもの医療費の助成に関する条例」の一部を改正する条例案を令和4年第3回区議会定例会に提案する。

2 主な改正内容

(1) 「子ども」を「子ども等」へ変更(題名、全文)

受給者である乳幼児及び児童に「高校生等」を追加するにあたり、高校生等を含める 表現にするために「子ども」を「子ども等」に改める。

また、「高校生等」を、15歳に達する日の翌日以後最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者とする。

(2) 「高校生等に係る特例」の新設(第13条第2項新設) 高校生等が何人からも監護されておらず、区が必要と認めるときは、当該高校生等 本人を助成対象者とすることができる規定を新設する。

(3) 事業実施準備期間について附則に定める

施行日前において、受給資格の認定に係る申請の受理及び医療証の交付又は認定の 通知を行うために、事業準備期間を附則に定める。

3 改正案

別紙「新旧対照表」のとおり

4 施行予定日

令和5年4月1日

5 今後のスケジュール (予定)

令和4年9月 第3回区議会定例会(改正条例案を提案)

令和5年4月 改正条例施行

改正後

○世田谷区子ども等の医療費の助成に関する条例

平成4年6月16日条例第52号

(目的)

- |第1条 この条例は、乳幼児、児童及び高校生等(以下「子ども等」|第1条 この条例は、乳幼児及び児童(以下「子ども」という。)に| 向上に寄与するとともに、児童福祉の増進を図ることを目的とする。 (定義)
- |第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞ|第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞ| れ当該各号に定めるところによる。

 $(1) \sim (2)$ (略)

- (3) 高校生等 15歳に達する日の翌日以後最初の4月1日から18歳 に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (4) 保護者 子ども等の父若しくは母又はその他の者で、これを 保護する(父又は母にあっては子ども等を監護し、かつ、これと 生計を同じくすることをいい、その他の者にあっては父母に監護 されず、又はこれと生計を同じくしない子ども等を監護し、かつ、 その生計を維持することをいう。以下同じ。)もの(父及び母が 共にその子である子ども等を保護するときは、当該父又は母のう ちいずれか当該子ども等の生計を維持する程度の高い者)をいう。 (削除)

2 この条例にいう「父」には、母が子ども等を懐胎した当時婚姻の3 この条例にいう「父」には、母が子どもを懐胎した当時婚姻の届 た者を含むものとする。

改正前

○世田谷区子どもの医療費の助成に関する条例

平成4年6月16日条例第52号

(目的)

- という。)に係る医療費の一部を助成し、もって子ども等の保健の 係る医療費の一部を助成し、もって子どもの保健の向上に寄与する とともに、児童福祉の増進を図ることを目的とする。 (定義)
 - れ当該各号に定めるところによる。

 $(1) \sim (2)$ (略)

(新設)

- (3) 保護者 子どもの父若しくは母又はその他の者で、これを保 護する(父又は母にあっては子どもを監護し、かつ、これと生計 を同じくすることをいい、その他の者にあっては父母に監護され ず又はこれと生計を同じくしない子どもを監護し、かつ、その生 計を維持することをいう。以下同じ。) ものをいう。
- 前項第3号の場合において、父及び母が共に当該父及び母の子で ある子どもを保護するときは、当該子どもは、当該父又は母のうち いずれか当該子どもの生計を維持する程度の高い者によって保護さ れるものとみなす。
- 者を含むものとする。

改正後

(対象者)

- |第3条 この条例による医療費の助成を受けることができる者(以下|第3条 この条例による医療費の助成を受けることができる者(以下| 「対象者」という。)は、子ども等(区内に住所を有する者に限る。) 給付が行われるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、保護者の保護する子ども等が次の各号2 前項の規定にかかわらず、保護者の保護する子どもが次の各号の のいずれかに該当するときは、当該保護者は、対象者としない。 $(1) \sim (4)$ (略)

第4条 削除

(受給資格の認定等)

|第5条 医療費の助成を受けようとする対象者は、その保護する子ど||第5条 医療費の助成を受けようとする対象者は、その保護する子ど| ない。

 $2\sim3$ (略)

第6条 (略)

(助成の範囲)

- 算定方法によって算定された額(当該法令の規定に基づきこれと異 なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方 法によって算定された額)を超える額を除く。)のうち、当該法令 の規定によって当該子ども等に係る国民健康保険法による世帯主又 額を助成する。
- (略)

改正前

(対象者)

- 「対象者」という。)は、子ども(区内に住所を有する者に限る。) の保護者であって、その者が保護する子ども等の疾病又は負傷につしの保護者であって、その者が保護する子どもの疾病又は負傷につい いて、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)その他規則で定める。 て、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)その他規則で定める法 法令(以下「社会保険各法」という。)の規定により医療に関する 令(以下「社会保険各法」という。)の規定により医療に関する給 付が行われるものとする。
 - いずれかに該当するときは、当該保護者は、対象者としない。

 $(1) \sim (4)$ (略)

第4条 削除

(受給資格の認定等)

も等について、区長に申請し、受給資格の認定を受けなければなら

もについて、区長に申請し、受給資格の認定を受けなければならな V

> $2 \sim 3$ (略)

第6条 (略)

(助成の範囲)

- |第7条 区は、対象者の保護する子ども等の疾病又は負傷について、|第7条 区は、対象者の保護する子どもの疾病又は負傷について、国 国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が 民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行 行われた場合における医療費(健康保険の療養に要する費用の額の)われた場合における医療費(健康保険の療養に要する費用の額の算 定方法によって算定された額(当該法令の規定に基づきこれと異な る算定方法によることとされている場合においては、その算定方法 によって算定された額)を超える額を除く。)のうち、当該法令の 規定によって当該子どもに係る国民健康保険法による世帯主又は社 は社会保険各法による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき」会保険各法による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額を 助成する。
 - (略)

改正後

第8条~第10条 (略)

(損害賠償請求権の取得等)

- |第11条 対象者の保護する<mark>子ども等</mark>が受ける医療に関する給付が第三<mark>第11条 対象者の保護する子ども</mark>が受ける医療に関する給付が第三者| も等が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。
- 2 前項に規定する場合において、子ども等が既に第三者から損害賠2 前項に規定する場合において、子どもが既に第三者から損害賠償 ることができる。

(助成費の返環)

第12条~第13条 (略)

(高校生等に係る特例)

- |第13条の2 第3条第1項の規定にかかわらず、区長は、必要と認め るときは、何人からも監護されていない高校生等であって、その疾 病又は負傷について同項に規定する給付が行われるものを対象者と することができる。
- 2 前項の規定により高校生等を対象者とする場合における第3条第 2項、第5条、第7条第1項及び第11条の規定の適用については、 第3条第2項中「保護者の保護する子ども等」とあるのは「子ども 等」と、「当該保護者」とあるのは「当該子ども等」と、第5条中 「その保護する子ども等」とあるのは「当該対象者」と、第7条第 1項中「対象者の保護する子ども等」とあるのは「対象者」と、 該子ども等」とあるのは「当該対象者」と、第11条第1項中「対象 者の保護する子ども等」とあるのは「対象者」と、「当該子ども等 とあるのは「当該対象者」と、同条第2項中「子ども等」とある σ は「当該対象者」とする。

第14条 (略) 改正前

第8条~第10条 (略)

(損害賠償請求権の取得等)

- 者の行為により必要となったものである場合において、区が医療費の行為により必要となったものである場合において、区が医療費の の助成をしたときは、区は、助成した額の限度において、当該<mark>子ど</mark> 助成をしたときは、区は、助成した額の限度において、当該<mark>子ども</mark> が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。
- 償を受けているときは、区は、その価額の限度において、医療費の を受けているときは、区は、その価額の限度において、医療費の助 助成を行わず、又は対象者から助成した額に相当する額を返還させ、成を行わず、又は対象者から助成した額に相当する額を返還させる ことができる。

(助成費の返環)

第12条~第13条 (略)

(新設)

(略) 第14条

- 附 則(令和4年 月 日条例第 号)
- 1 この条例は、令和5年4月1日(以下「施行日」という。)から 施行する。ただし、附則第5項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の世田谷区子ども等の医療費の助成に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、施行日以後に対象者(新条例第3条第1項に規定する対象者をいう。附則第4項を除き、以下同じ。)の保護する子ども等(新条例第1条に規定する子ども等をいう。以下同じ。)の疾病又は負傷について国民健康保険法(昭和33年法律第192号)その他規則で定める法令(以下「社会保険各法」という。)の規定により医療に関する給付が行われた場合について適用し、施行日前に対象者の保護する子ども等の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合については、なお従前の例による。
- 3 新条例第13条の2第1項の規定により高校生等(新条例第2条第 1項第3号に規定する高校生等をいう。)を対象者とする場合にお ける前項の規定の適用については、同項中「以下同じ。)の保護す る子ども等(新条例第1条に規定する子ども等をいう。以下同じ」 とあるのは「以下同じ」と、「対象者の保護する子ども等」とある のは「対象者」とする。
- 4 施行日の前日において、この条例による改正前の世田谷区子どもの医療費の助成に関する条例(以下「旧条例」という。)第5条第1項の規定により医療費の助成に係る受給資格の認定を受けている対象者(旧条例第3条第1項に規定する対象者をいう。)で、施行日において対象者(新条例第3条第1項に規定する対象者をいう。)に該当すべきものは、新条例第5条第1項の規定により医療費の助成に係る受給資格の認定を受けている者とみなす。
- 5 新条例第5条第1項に規定する受給資格の認定に係る申請の受理 及び同条第2項の規定による医療証の交付又は認定の通知は、その

改正後	改正前
者が施行日に対象者に該当することを条件として、施行日前におい	
ても、新条例の規定の例により行うことができる。	